

児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前（満15歳に到達した後の最初の3月31日まで）の児童を養育しているかたに支給されます。

児童手当を受給するには申請が必要です！必ず15日以内※にご申請を！

児童手当は、支給対象者がお住まいの市区町村（公務員のかたは勤務先）に認定請求（申請）を行い、認定を受けることにより、原則として請求した日の属する月の翌月から支給されます。このため、申請がない場合は、手当が支給されません。
 ※誕生日または転出予定日の翌日から起算して15日以内

対象児童（どの子が対象ですか？）

日本国内に住所を有する中学校修了前（満15歳に到達した後の最初の3月31日）までの児童

支給対象者（だれに支給されますか？）

川口市内に住所を有し、対象児童を養育している以下のいずれかに該当するかたのうち、主たる生計維持者（所得が高いかた）

- ①.対象児童の父または母
- ②.未成年後見人
- ③.父母指定者
- ④.上記の1～3のいずれにも養育されていない対象児童を養育するかた

手当額（いくら支給されますか？）

※所得制限があります（P3・P4）

年齢	児童手当 (所得制限限度額未満)	特例給付 (所得制限限度額以上)注
0歳～3歳未満	15,000円(一律)	5,000円(一律)
3歳以上～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円	5,000円(一律)
3歳以上～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	5,000円(一律)
中学生	10,000円(一律)	5,000円(一律)

※第3子以降とは、高校卒業まで（満18歳に到達した後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

注）制度改正により、令和4年6月から特例給付に係る所得制限限度額が設けられます。（P3）

●対象児童（どの子が対象ですか？）

日本に住所を有する中学校修了前（満15歳に到達した最初の3月31日まで）の児童
 ※教育を目的とした留学により児童が国内に住所を有しておらず、一定の要件を満たす場合は、例外的に支給対象となることがあります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

●支給対象者（だれに支給されますか？）

川口市内に住所を有し、対象児童を養育している以下のいずれかに該当するかたのうち、主たる生計維持者（所得が高いかた）が児童手当の支給を受けることができます。※公務員のかたは勤務先でご申請ください。

ア. 一般受給資格者

- 1.対象児童の父または母
- 2.未成年後見人
- 3.父母指定者
- 4.上記1～3のいずれにも養育されていない対象児童を養育するかた

イ. 施設等受給資格者

対象児童が委託され又は入所、入院している以下の施設の設置者等

小規模住宅型児童養育事業者	里親	障害児入所施設
指定発達支援医療機関	乳児院	児童養護施設
児童心理治療施設	児童自立支援施設	障害者支援施設
のぞみの園	救護施設	更生施設
婦人保護施設		

●手当額（いくら支給されますか？）

手当額は1頁の表のとおり、年齢（3歳以上小学校修了前までの児童については対象児童数）により決定します。ただし、前年（1月から5月の手当については前々年）の所得額が政令で定める所得制限限度額以上の場合は、当面の間の措置として手当額が対象児童1人あたり月額一律5,000円（特例給付）となります。

第3子以降の数え方の例（児童手当）

長男	20歳（大学生）	支給対象外（18歳を超えているため第1子に数えません。）
長女	17歳（高校生）	第1子（支給対象外）
次女	13歳（中学生）	第2子（10,000円）
次男	10歳（小学生）	第3子（15,000円）

●手当の支給日（いつ、どのように支給されますか？）

児童手当は年3期（6月期、10月期、2月期）に分けて、各期の前4か月分の手当を各期の10日に指定された受給者の口座にお振込みいたします。

支払月期	手当月分
6月期	2月、3月、4月、5月
10月期	6月、7月、8月、9月
2月期	10月、11月、12月、1月

※1 支給日が土日祝日等の閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日にお振込みいたします。

例 6月10日が土曜日に該当 ▶ 6月9日に振込

※2 支給日までに認定が間に合わない場合は、認定後、上記の支払月期以外でもお振込みいたします。

●所得制限（所得制限はいくらですか？）

児童手当・特例給付には所得制限が適用されます。対象児童を養育する受給者の前年（1月から5月の手当については前々年）の所得額が、扶養親族の数に応じて定められている所得制限限度額未満である場合は児童手当、所得制限限度額以上である場合は特例給付（対象児童1人あたり一律5,000円）が支給されます。

！重要！

法令改正により、令和4年6月1日（令和4年10月支給分）から「特例給付に係る所得上限限度額」が設けられることに伴い、これまで所得制限限度額以上の所得のかたに一律で支給されていた特例給付が、所得上限限度額を超過した場合は支給できなくなります。

また、所得上限限度額を超過したことにより、特例給付の支給要件に該当しなくなった場合は支給資格を喪失し、翌年度以降に所得上限限度額未満となり再び手当の支給を受ける場合は、新たに認定請求の申請が必要になります。

<所得限度額表>

▼R4.6.1 から適用▼

所得税法上の扶養親族の数 (カッコ内は例示)	所得制限限度額（万円）		所得上限限度額（万円）	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年度末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以内の配偶者 等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以内の配偶者 等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以内の配偶者 等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以内の配偶者 等)	820	1,040	1,048	1,276

(注意1)「収入の目安額」は給与収入のみで計算していますので、事業収入や雑収入、適用される控除や扶養している人数等により所得制限限度額及び所得上限限度額が異なる場合がありますのでご注意ください。

(注意2)扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親に委託されている児童や施設に入所している児童は除く)ならびに扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数をいいます。

(注意3)上記の所得制限限度額は、児童手当法施行令の規定に基づく社会保険料相当額の一律8万円控除後の金額となります。

(注意4)所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族があるかたの所得制限限度額及び所得上限限度額(所得額)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円が加算されます。

(注意5)扶養親族等の数が6人以上の場合の所得制限限度額及び所得上限限度額(所得額)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあるときは44万円)を加算した額となります。

(注意6)所得税の計算における雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除に相当する額、障害者控除(1人につき27万円、特別障害者である場合には40万円)、ひとり親控除(35万円)、寡婦控除(27万円)、勤労学生控除(27万円)も所得から控除できます。

【所得制限限度額等の確認方法】

受給者の前年（1月から5月の手当については前々年）の所得額から、適用されている控除額を控除し、その額から児童手当法施行令で定める控除額（一律8万円）を控除して得た額（以下「比較する所得」と、所得制限限度額表の該当する所得額を比較して、所得制限限度額未満である場合は児童手当が、所得制限限度額以上である場合は特例給付（対象児童1人あたり一律5,000円）が該当することとなります。

【比較する所得額の算出方法（参考）】

所得額（令和2年中の所得額）	－	適用されている控除額	－	8万円	=	所得制限限度額と比較する所得額
以下の該当する所得の合計額		以下の該当する控除額の合計額		児童手当法施行令に定める控除額		
・総所得金額（※1）		・雑損控除額				※1 総所得金額 給与所得（※2）、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得（分離課税の土地・建物等以外の譲渡所得）の合計額です。 なお、総所得金額の計算にあたり、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する場合は、当該給与所得控除後の金額及び公的年金等控除後の金額から10万円を控除した金額を用います。
・退職所得金額（総合課税）		・医療費控除額				
・山林所得金額		・小規模共済等掛金控除額				※2 給与所得とは 、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額となりますのでご注意ください。
・土地等に係る事業所得等の金額		・障害者控除（27万円）特別障害者控除40万円）				
・長期譲渡所得の金額（分離課税）		・ひとり親控除（35万円）				
・短期譲渡所得の金額（分離課税）		・寡婦控除（27万円）				
・先物取引に係る雑所得等の金額		・勤労学生控除（27万円）				
・条約適用利子等の額						
・条約適用配当等の額						

●手当の支給を受けるとき

手当の支給を受けるときは、認定請求手続きが必要です。手当は原則として、請求した日の属する月の翌月分から支給されますが、出生や転入等（以下「事由」といいます。）が月末に近い場合は、請求日が翌月になっても事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、請求した月分から手当を支給します。必ず15日以内に認定請求手続きを行ってください。

事由	申請期日	申請書・必要なもの
はじめて子どもが生まれたとき	出生日の翌日から数えて15日以内	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当特例給付認定請求書 受給者本人の本人確認書類 受給者名義の口座確認書類
川口市に転入してきたとき	転出予定日の翌日から数えて15日以内	
退職等により公務員でなくなる とき	職場から発行される児童手当消滅通知の発行日の翌日から数えて15日以内	
新たに対象児童を養育するようになったとき（離婚・婚姻等）	離婚や婚姻日の翌日から数えて15日以内	

※1 上記の他、個別の状況に応じて書類の提出を求める場合があります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

※2 本人確認書類は顔写真つきの公的証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）もしくは保険証のいずれか1点をお持ちください。

※3 児童手当の振込先として指定できる口座は受給者本人名義のものに限ります。

●手当の支給が終わるとき

手当の受給要件を満たさなくなった場合は、消滅届の手続きが必要です。

事由	申請書・必要なもの
対象児童が満 15 歳に到達した後の最初の 3 月 31 日を迎えたとき	申請不要
受給者が川口市外に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当・特例給付 受給事由消滅届 ・受給者及び申請者の本人確認書類
受給者が公務員になったとき	
対象児童を養育しなくなったとき (離婚・施設入所等)	
受給者がお亡くなりになったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当・特例給付 受給事由消滅届 ・未支払児童手当・特例給付請求書

※1 手当の受給要件を満たさなくなった場合は、速やかに申請してください。申請が遅れた場合は、児童手当の過誤払いが発生し、受給された手当を返納していただくことがあります。

※2 市外転出する場合は、転出先の市区町村で児童手当の認定請求手続きをしていただく必要があります。転出予定日の翌日から起算して 15 日以内に転出先の市区町村でご申請ください。

※3 消滅届の手続き後、新たに受給者となるかた（対象児童の養育者となるかた）は認定請求手続きが必要となります。また、受給者がお亡くなりになった際、児童手当に未支払い分があるときは、未支払請求をしていただくことで、児童名義の口座に手当をお振込みいたします。

●その他、手続きが必要なとき

以下の事由に該当する場合は、速やかにお手続きください。

主な事由	申請書
第 2 子以降の子どもが生まれたとき (手当額が増えるとき)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当・特例給付額改定請求書
養育する児童が減ったとき (手当額が減るとき)	
養育している児童のみ住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当・特例給付 監護・生計(同一・維持)申立書
児童手当の振込先を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 指定金融機関変更届

●申請場所等

1.川口市役所子育て支援課窓口（市役所第二庁舎 4 階）

住所：川口市中青木 1 丁目 5 番 1 号
受付時間：【平日】午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

2.市内各支所（芝・新郷・神根・安行・鳩ヶ谷）

受付時間：【平日】午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

3.駅前行政センター

受付時間：【平日】午前 8 時 30 分から午後 8 時 【土日祝日】午前 8 時 30 分から午後 5 時

以下のお手続きについては、令和 4 年 4 月 1 日から電子申請が可能になりました。

1. 児童手当・特例給付 認定請求	スマート申請（ホームページのリンクからアクセスできます）
2. 児童手当・特例給付 消滅届	
3. 児童手当・特例給付 額改定請求	ロゴフォーム（ホームページのリンクからアクセスできます）
4. 児童手当 指定金融機関変更届	

※1 及び 2 の申請にはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（PC 端末をご利用のかたは、マイナンバーカードに対応した IC カードリーダー）が必要です。

●現況届（毎年 6 月）

現況届は、引き続き児童手当の受給要件を満たすかどうかを確認するため、毎年 6 月に提出していただく書類です。「現況届」は、毎年 6 月に月上旬に受給者あてに送付しています。

（注意）現況届の提出がないと、6 月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

！重要！

法令改正により、令和 4 年 6 月 1 日（令和 4 年 10 月支給分）から、受給者の負担軽減のため、現況届の一律の提出義務が廃止され、市で公簿等の確認を行うことで、原則として現況届の提出が不要となります。

ただし、以下に該当するかたは、書類等により事実確認を行う必要があるため、引き続き現況届の提出が必要となります。なお、現況届の提出が必要となるかたへは、従来どおり現況届を送付いたします。

- 1.離婚後 300 日以内に生まれ、戸籍及び住民票の記載がない児童を養育するかた
- 2.受給者が未成年後見人となっている場合（法人の場合のみ）
- 3.離婚協議中で児童と同居しているかた。
- 4.受給者が DV 避難者の場合
- 5.施設等受給者（対象児童が入所する施設の設置者）
- 6.上記 1～5 の他、個別の状況により現況届の提出が必要なかた

※現況届が不要な場合でも、所得申告等の必要な手続きを求める場合があります。

●寄附の申し出

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、手当の全部または一部を川口市に寄附することができます。寄附を希望されるかたは、各支払月の前月 10 日までに所定の手続きが必要です。詳細につきましては子育て支援課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

川口市子育て支援課手当係（児童手当担当）

電話：（048）258-1113（直通）

川口市役所第二庁舎 4 階（川口市中青木 1 丁目 5 番 1 号）